

11月22日に産業水道委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

## 総社市企業立地促進奨励金交付要綱の運用について

### ～内容～

総社市中原の企業（以下「A社」）に対し、過去に総社市企業立地促進奨励金を交付した経緯があるが、A社が新たな企業（以下「B社」）に土地、建物を売却したい、という意向があった。奨励金の交付を受けた企業が10年以内に撤退する場合は、奨励金の返還が問題となるが、この旨を検討する必要があるという説明があり、調査を行った。

### ～質疑～

問：総社市企業立地促進奨励金の交付対象となった工場等を、奨励金交付の目的に反して使用する場合、承認を受けなければならないという話であったが、詳細について説明してほしい。

答：奨励金交付の目的は、総社市企業立地促進奨励金交付要綱第3条に「市内への企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって市民の生活の安定と向上に資するため」とあり、これに反して使用する場合、承認をどうするか、ということになる。

問：総社市企業立地促進奨励金の目的に反するかどうかの見解は、今後の課題であるのか、それとも、大筋で合意ができているのか。

答：A社は、一般製造業ということで奨励金を交付しており、B社も同じ製造業で、目的は同じと判断できるが、事業継承とみなされるかどうかを検討している。県の事業継承の考え方は、所有者が変わるだけで、工場等をB社が引き続き使用するのであれば、A社に奨励金の返還は求めないということになるが、例えば、B社が製造工場ではなく、倉庫として使うのであれば、A社に返還の義務が生じることになる。現在、B社がその工場をどのように使うかは検討中であり、決まっていない。

事業継承に当たるかどうか、また、奨励金をA社から返還してもらうかどうか、今後検討する点である。

問：県の見解を踏まえて検討していきたいとのことであったが、本市は県の見解どおりやっていくのか、それとも、本市独自で判断基準を定めるのか。

答：県の考え方を参考にしながら、本市独自で考えていく。

問：操業して何年か経過し、固定資産税などの税金を徴収していると思う。参考までに、その額と総社市企業立地促進奨励金との比較は、どのようになっているか。

答：平成 21 年度から操業を開始し現在までの間、固定資産税で言うと、奨励金の約倍の金額を納税していただいている。

問：総社市企業立地促進奨励金の内容としては、設備奨励金、土地奨励金、雇用促進奨励金とがあり、A社の場合、この3つとも支払っていると思うが、全て返還の対象として検討するのか。

答：3つとも奨励金を交付しているが、返還対象は、雇用促進奨励金を除いた部分を考えている。

問：B社に対する奨励金はどうなるのか。

答：B社がA社の事業を継承すれば、B社に奨励金を支払うことはできないが、継承しなければ、B社は新規の奨励金を支払う対象となる。

#### ～取りまとめ～

本件については、今後も継続して調査することを決定した。

## 地産地消推進事業について

#### ～内容～

そうじゃ地・食べ委員会では、もうかる野菜作りの輪を広げる、総社を元気にという方針を掲げ、平成 24 年度、下記の3つの数値目標を立てて、地産地消に取り組んでおり、その取組と経過について、当局から説明を受けた。

#### 【平成 24 年度目標】

学校給食での市内産農産物納入率	35%
地・食べ生産者数	200 名
生産者部会の総売上高	2,300 万円

#### 【現時点での状況】

学校給食での市内産農産物納入率	平成 24 年 10 月末現在	16.06%
地・食べ生産者数	平成 24 年 11 月 22 日現在	24 グループで 159 名
生産者部会の総売上高	平成 24 年 10 月末現在	約 920 万円

#### ～質疑～

問：学校給食での市内産農産物の納入率の見通しはどうか。10 月末現在で目標に対して半分弱の 16%であるが、この数値は想定内であるのか。今後の推移をどのように予測しているのか。

答：学校給食での市内産農産物納入率は、10月末現在で16.06%であり、ほぼ計画どおりである。11月から1月には、白菜、大根など重量の重い野菜を納入する計画で、このあたりで納入率が上昇してくると考えている。

問：小売販売で市内の店舗を増やすため、地・食べ生産者数は、目標を達成できるだろうとの予測であったが、生産者部会の総売上高については、どのように予測しているのか。

答：生産者部会の総売上高は、10月末現在で約920万円であるが、目標の2,300万円に向けて努力したい。そのためには、1日も早く販路を広げていきたい。生産者数については、おそらく目標の200人を達成できるのではないかと考えている。

その他に、次の事項について、当局から説明を受けた。

- ・大黒天物産（株）の建設計画について
- ・農地転用にかかる訴訟について